

規制影響分析書

規制の名称	海域において排出することのできる水底土砂の基準の設定		
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課 電話番号：03-5521-8245 e-mail：chikyu-hozen@env.go.jp		
評価実施日	平成17年4月26日		
政策目的	海洋における水底土砂の処理に関する規制の強化により、海洋環境保全の一層の充実を図るとともに、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(ロンドン条約)の改正議定書(96年議定書)の締結に向けた国内制度の準備を行う。		
規制の内容	海域において排出することのできる水底土砂は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項第1号に規定する特定水底土砂及び指定水底土砂並びに同条第2項第4号及び第5号に規定する水底土砂以外の水底土砂であることとする(いわゆる「一般水底土砂」のみ排出できることとする。)		
	根拠条文等	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第48号。以下「改正法」という。)施行後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第5号口	
期待される効果	カドミウム、水銀等の重金属類やダイオキシン類等の有害物質を一定量以上含む水底土砂、有機物質を一定以上含む水底土砂の海域における排出を禁止することにより、これらの物質による海洋環境の汚染が未然に防止される。		
想定される負担	港湾等のしゅんせつ工事に伴いこれらの水底土砂が発生した場合、海域における排出ができないこととなる。なお、我が国において、これらの水底土砂の海域における排出は1981年以降なされていないため、新たに経済的な負担が生じる可能性は低い。		
想定できる代替手段との比較考量	我が国は、廃棄物の海洋投棄の規制を強化する96年議定書を締結することを目指しており、このため、改正法が制定されたところであるが、同議定書においては、その附属書で、各締約国は、...行動基準を作成しなければならない。」とし、「行動基準では、上位の基準を明示しなければならず、」「上位の基準を超えて特定の物質を含む又は生物学的反応を起こす廃棄物は、...投棄してはならない。」としている。したがって、我が国が96年議定書を締結するためには、議定書の趣旨を踏まえ、重金属、有害物質等を一定量以上含むような水底土砂の排出を禁止する規制措置が必要であり、他の代替手段は想定されない。		
備考	中央環境審議会答申「今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について」(平成15年12月22日)においても、「水底土砂のうち、特定水底土砂、有害水底土砂及び指定水底土砂の海洋投入処分は、96年議定書の主旨に照らして中止することが適切である。」と指摘されているところである。		
レビュー時期	平成24年3月末までに行う		